

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条に基づく変更の届出の内容の公示

独立行政法人 製品評価技術基盤機構における、日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条に基づく変更の届出の内容について、次のとおり公示します。

平成 24 年 3 月 9 日
特許庁長官 岩井 良行

独立行政法人 製品評価技術基盤機構における、日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）（以下、「国際実施要綱」という。）第二十一条、及び、特許微生物寄託等事業実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十一号）（以下、「国内実施要綱」という。）第十九条により定めようとする微生物の種類を下記のとおり変更する。

記

1. 国際実施要綱第二十一条及び国内実施要綱第十九条により定めようとする微生物の種類

（1）変更 1

細菌、放線菌、古細菌、酵母、糸状菌（キノコ類は菌糸の状態に限る）、バクテリオファージ、プラスミド、動物細胞（ヒト由来の培養細胞及びハイブリドーマを含む）、受精卵。ただし、次のものを除く：

- N I T E バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル (BSL) が 3 又は 4 の微生物
- 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号)」第 4 条に規定する拡散防止措置のうち、P3, P3A 又は P3P の取扱いを必要とする遺伝子組換え生物
- それぞれの組成の説明及びそれらの存在を確認する少なくとも一の方法の説明が寄託申請書に記載されていない混合微生物

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センターは、技術的あるいは法的に管理することが困難な寄託物の受託を拒否する権利を有する。

(変更の日 平成 24 年 3 月 31 日)

(2) 変更 2

微生物の種類 1 (事業場 1(2. (3) 参照)に適用)
変更 1 に記載された微生物の種類

微生物の種類 2 (事業場 2(2. (3) 参照)に適用)
原生動物、植物細胞、種子及び藻類。ただし、次のものを除く：

- N I T E バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル (BSL) が 3 又は 4 の微生物
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)」第 6 条第 20 項から第 22 項にそれぞれ規定する一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等
- 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号)」第 4 条に規定する拡散防止措置のうち、P3 又は P3P の取扱いを必要とする遺伝子組換え生物

- それぞれの組成の説明及びそれらの存在を確認する少なくとも一の方法の説明が寄託申請書に記載されていない混合微生物

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 特許生物寄託センターは、技術的あるいは法的に管理することが困難な寄託物の受託を拒否する権利を有する。

(変更の日 平成 24 年 4 月 1 日)

2. 備考

(1) 事業場 2 では、独立行政法人 産業技術総合研究所 特許生物寄託センターにおいて、平成 24 年 3 月 31 日以前に受託された微生物、及び、平成 24 年 3 月 31 日以前に特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定により特許庁長官の指定する機関で受託され、平成 24 年 4 月 1 日以降に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約第二条 (viii) の国際寄託当局に移管される微生物については、保管を継続する。

なお、これらの微生物の寄託者は、国際実施要綱第九条及び国内実施要綱第十七条に基づく寄託をすることができる。

(2) 事業場 1 では、平成 24 年 3 月 31 日より、受託する試料形態を以下のとおりとする。

- 乾燥標品又は凍結標品の形態で受託する。乾燥標品又は凍結標品にて保管する事が困難である場合、穿刺培養物又は斜面培養物でも受託する。

(3) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構の寄託等の業務を行おうとする事業場は、平成 24 年 3 月 31 日以前は事業場 1 であり、平成 24 年 4 月 1 日以降は事業場 1 及び事業場 2 となる。

事業場 1

名称	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター (NPMD)
所在地	千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8
電話番号	0438-20-5580

Fax 0438-20-5581
E-mail npmd@nite. go. jp
Internet <http://www.nbrc.nite.go.jp/npmd/>

事業場 2

名称 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 特許生物寄託センター (IPOD, NITE)
所在地 茨城県つくば市東 1-1-1 つくばセンター 中央第 6
電話番号 029-861-6029
Fax 029-861-6078
E-mail ipod@nite. go. jp
Internet <http://www.nbrc.nite.go.jp/pod/>